



動物愛護管理法改正

特定動物の 飼養・保管に係る 規制が変わります

令和2年6月1日以降は、

- ① 特定動物の範囲に、**交雑することにより生じた動物(=交雑種)**※1が含まれます
- ② **愛玩目的**で特定動物(交雑種を含む)を飼養又は保管することが**禁止**されます※2

※1 片親が特定動物の子が対象であり、交雑種同士の子は含みません。

※2 愛玩目的のほか、「動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的」以外の目的で飼養又は保管することが禁止されます。

注意!!

現在、特定動物の交雑種を飼養・保管している方は、**知事の許可**を受けなければなりません。

[申請受付期間]

令和2年3月2日～令和2年5月31日(土日祝日除く)

[申請受付場所]

神奈川県動物愛護センター 神奈川県平塚市土屋 401
(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く神奈川県内で飼育している場合)

**令和2年6月1日以降は愛玩目的で
飼養・保管の許可を受けることはできません!!**

[詳しくはこちら](#)

